

## 履修及び進級等に関する規程施行細則

第 1 条 この細則は、関西医療大学履修及び進級等に関する規程におけるfunctional Grade Point Average（以下「fGPA」という。）について必要な事項を定める。

第 2 条 fGPAは、次の各号により算出する。

(1) 評価の対象とする期間に履修登録した全ての科目について、次式によりそれぞれのGrade Point（以下「GP」という。）を算出する。

各科目のGP = (100点満点の〔に換算した〕成績評点－55) ÷ 10

(2) 前号において、GP が0.5未満（成績評点60点未満）の場合のGPは0.0として計算する。また、履修登録後に履修登録削除手続きをせずに履修を中止した科目のGPは0.0として計算する。

(3) 算出した各科目のGPを基にして、次式により評価の対象とする期間のfGPAを算出する。

（各科目のGP × 当該科目の単位数）の総和

fGPA =  $\frac{\text{（各科目のGP} \times \text{当該科目の単位数）の総和}}{\text{対象とする期間に履修登録した科目の単位数の総和}}$

対象とする期間に履修登録した科目の単位数の総和

第 3 条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1. この細則は、平成29年9月19日から施行する。

附 則

1. この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1. この細則は、令和5年6月20日から施行する。

附 則

1. この細則は、令和7年4月1日から施行する。